

旅館業(簡易宿所営業)の構造・設備基準

(R3.1.1 現在)

No.1

	No	構造・設備基準	根拠法令	備考
施設全般	1	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。	政令第1条第2項第3号	
	2	近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。	政令第1条第2項第4号	△
	3	適当な規模の洗面設備を有すること。	政令第1条第2項第5号	
	4	採光又は照明は、それぞれの場所で適切な照度を有すること。	条例第10条第1号	
	5	気泡発生装置等には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。	条例第10条第2号ウ	
	6	打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。	条例第10条第2号エ	
	7	オーバーフロー水及び回収槽内の湯水を浴用に供しないこと。	条例第10条第2号キ	
	8	貯湯槽内の原湯の温度は、60度以上を保つこと。ただし、貯湯槽内の原湯の消毒を行う場合は、この限りではない。	条例第10条第2号ク	
	9	露天風呂がある場合には、その浴槽水が配管を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しないようにすること。	条例第10条第3号	
	10	洗面設備には、飲料水を供給すること。	条例第10条第4号	
	11	気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこりや浴槽水が入らないようにすること。	条例第10条第6号イ	
	12	客室にガスを使用する設備がある場合には、その使用方法を宿泊者の見やすい場所に表示すること。	条例第10条第9号	
	13	寝具類の保管に適する場所を有すること。	条例第3条、第4条 (第2条第5号準用)	
	14	定員数以上の寝具を備えること。	条例第3条、第4条 (第2条第6号準用)	
	15	施設の規模に応じた適当な暖房設備を有すること。	条例第3条、第4項 (第2条第7号準用)	
玄関帳場有り	16	受付、フロント等玄関帳場である旨の表示をすること。	条例第3条 (第2条第1号イ準用)	
	17	宿泊者等の出入りを容易に見ることができる位置で、宿泊者等が通過する場所に設けられていること。	条例第3条 (第2条第1号ウ準用)	
	18	受付窓口において宿泊者等との面接に適した照度を有する照明設備が設けられていること。	条例第3条 (第2条第1号オ準用)	
	19	受付窓口及びその周囲には、宿泊者等の出入りを容易に見通すことができなくなるようなカーテン、囲い等が設けられていないこと。	条例第3条 (第2条第1号カ準用)	
	20	宿泊手続の際に宿泊者との面接を要しない構造設備を有しないこと。	条例第3条 (第2条1号キ準用)	
玄関帳場無し	21	旅館業法施行規則第4条の3各号のいずれにも該当する設備を備えること。 ① 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 ② 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受け渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。	条例第4条第2項第1号 (規則第4条第3項第1号) (規則第4条第3項第2号)	
	22	宿泊施設の出入口その他適当な場所に次に掲げる事項が表示されていること。 ① 近隣住民からの苦情等に対応する者の氏名(法人にあつては、名称)、連絡先及び所在 ② 事故の発生等の緊急時における迅速な対応を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、連絡先及び所在 ③ 宿泊施設が簡易宿所営業の施設であること。	条例第4条第2項第2号 条例第4条第2項第2号ア 条例第4条第2項第2号イ 条例第4条第2項第2号ウ	

旅館業(簡易宿所営業)の構造・設備基準

(R3.1.1 現在)

No.2

	No	構造・設備基準	根拠法令	備考
客室	23	客室の延床面積は、33㎡(宿泊者の数を10人未満とする場合は3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積)以上であること。	政令第1条第2項第1号	※
	24	階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。	政令第1条第2項第2号	
	25	出入口は、中央管理方式の自動施錠装置が設けられていないなど宿泊者が自由に開閉できる構造であること。	条例第3条、第4条 (第2条第3号ア準用)	
	26	出入口又はその周辺の見やすい場所に、その客室の番号又は客室名が表示されていること。	条例第3条、第4条 (第2条第3号イ準用)	
	27	外部から客室内(共用部分を除く。)を見通すことができる設備が設けられていないこと。	条例第3条、第4条 (第2条第3号ウ準用)	
	28	客室内において、料金等の支払等ができる自動精算機、エアシュート、小窓等が設けられていないこと。	条例第3条、第4条 (第2条第3号エ準用)	
	29	浴室、便所、洗面所、踏込その他これらに類する部分を除いた部分の床面積は、その客室の定員に2.47㎡(階層式寝台を有する場合には、1.65㎡)を乗じて得た面積以上であること。	条例第3条、第4条 (第2条第3号オ準用)	
便所	30	適当な数の便所を有すること。	政令第2条第1項第6号	

(善良な風俗保持地域における場合の追加基準)

	No	構造・設備基準	根拠法令	備考
施設全般	31	駐車施設から直接個々の客室に入ることなく、玄関帳場又は玄関帳場等及び人の専用の共用廊下(非常階段又は非常口とみなされるものを除く。)を通して客室に出入りする構造であること。	条例第5条第1号	
	32	外壁、屋根、広告物その他施設の外観は、意匠が著しく奇異でなく、かつ周囲の環境と著しく不調和でないこと。	条例第5条第2号	
	33	施設の外部には、休憩料金その他性的好奇心をそそる恐れのある事項を表示した広告物が備え付けられてないこと。	条例第5条第3号	
客室	34	浴室は、内部を浴室の外部から見通せる構造でないこと。	条例第5条第4号ア	
	35	横臥している人の姿態を写すための鏡等が天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又はベッドに設けられてないこと。	条例第5条第4号イ	

注 キャンプ場等の構造基準の特例

※: 適用除外。(規則第5条第2項)

△: 当該基準の不必要又は不可能な場合で、公衆衛生上支障ない場合は、適用しなくてもよい。
(規則第5条第3項)